

平成21年12月4日

資料

(地方環境税)

地方環境税の検討に向けた基本的考え方

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - ・ 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - ・ 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。



- 全国知事会や環境省からの具体的な提言も参考にして幅広い観点から検討
- 自動車税(地方税)と自動車重量税(国税)を基礎に、CO₂排出削減に資する新しい「環境自動車税」を地方税として創設
- 全ての化石燃料に対する課税を検討する場合には、地方公共団体の税源を確保する仕組みが不可欠

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。
- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。(億円)

地球温暖化対策	取組内容	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備 	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定 	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・代替製品の調達 	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病虫害(松くい虫)の防除 	3,409	1,121
横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策地域推進計画の策定 	1	1
その他の温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	502	224
合 計		7,852	7,207

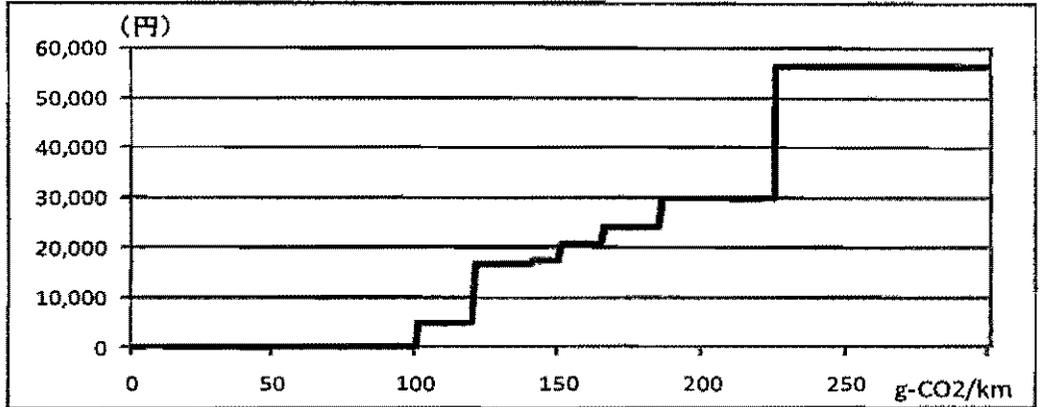
※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。
 ……調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

欧州におけるCO2課税ベースの自動車関係諸税

未定稿

イギリスの自動車税

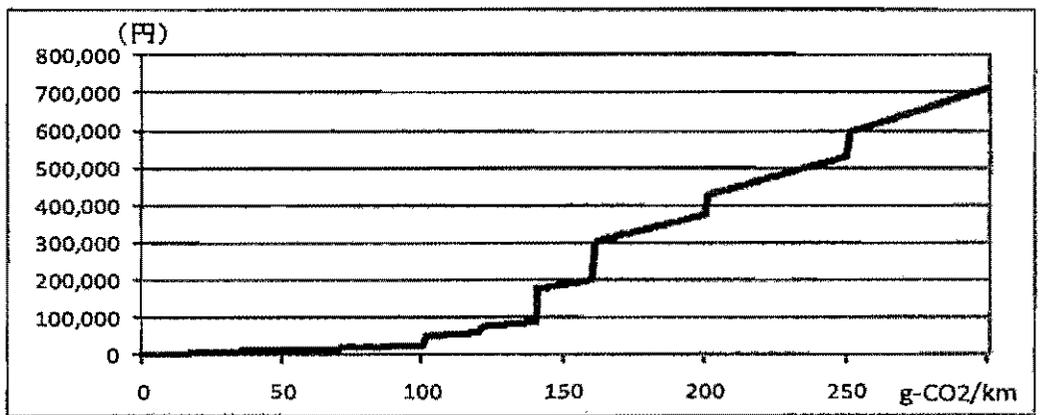
対象車のCO2排出量 (g/km)	税額 (定額)	※01年に導入
100g以下	= 課税なし	
100g超—120g以下	= 35ポンド	
120g超—140g以下	= 120ポンド	
140g超—150g以下	= 125ポンド	
150g超—165g以下	= 150ポンド	
165g超—185g以下	= 175ポンド	
185g超—225g以下	= 215ポンド	
225g超	= 405ポンド	



フランスの社用自動車税

※企業が所有する自動車を対象

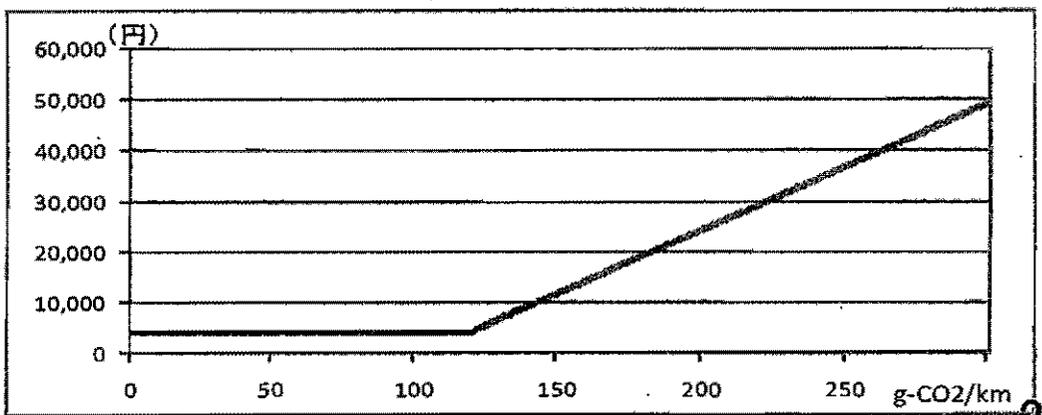
対象車のCO2排出量 (g/km)	税額	※06年に導入
100g以下	= CO2排出量 × 2ユーロ	
100g超—120g以下	= CO2排出量 × 4ユーロ	
120g超—140g以下	= CO2排出量 × 5ユーロ	
140g超—160g以下	= CO2排出量 × 10ユーロ	
160g超—200g以下	= CO2排出量 × 15ユーロ	
200g超—250g以下	= CO2排出量 × 17ユーロ	
250g超	= CO2排出量 × 19ユーロ	



ドイツの自動車税

※1,700cc車の場合

対象車のCO2排出量 (g/km)	税額	※09年に導入
120g以下	= 34ユーロ	
120g超	= 34ユーロ + 120gを超える1g毎に2ユーロ上乗せ	



(注) 1ポンド=139円、1ユーロ=125円で換算

環境自動車税(地方税)の創設

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**」
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**
《代表的な導入国》
イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等
※ヨーロッパ自動車工業会資料による



検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税(地方税) (1.6兆円(21年度地財ベース)) 排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税) (本則分0.4兆円、暫定上乘せ分0.5兆円(21年度予算ベース)) 車両重量に応じた課税



環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

環境関連税制に関する地方3団体からの要望等

全国知事会「平成22年度 税制改正等に関する提案」(平成21年10月) (抄)

- 地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては、地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とするうえでは、負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税(仮称)」を創設すべきである。この場合、「地方環境税(仮称)」は都道府県税とし、市町村に対しては税交付金を交付することが考えられる。

全国市長会「平成22年度 都市税制改正に関する意見」(平成21年10月) (抄)

- 環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

全国町村会「平成22年度 税制改正に関する意見」(平成21年10月) (抄)

- 環境税等を導入する場合は、環境施策において町村が果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、特に、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること。

参 考 资 料

地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)で定められている国と地方公共団体の基本的役割は次のとおり。

「国」の基本的役割	「地方公共団体」の基本的役割
<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地球温暖化対策の総合的推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施 ○ 国の各機関は、全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進 	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地域の特性に応じた対策の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施 ○ 計画本文に掲げられている具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型のまちづくり ・ 公共交通機関や自転車の利用促進 ・ バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入 ・ 地域住民に身近なごみ問題への取組 ・ 太陽光、風力等の利用の促進 ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進 ・ 廃棄物等の発生の抑制の促進 <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">等</p>

自動車税と自動車重量税の比較

項 目	自 動 車 税 (都道府県税)	自 動 車 重 量 税 (国 税)
1 性 格	財産税、道路損傷負担金的性格	権利創設税的性格
2 納 税 義 務 者	自動車の所有者	自動車の使用者(自動車検査証の交付等を受ける者)
3 課 税 方 式	普通徴収〔毎年度〕(新規登録時は証紙徴収) → 4月1日現在の所有者が1年分を納税	自動車重量税印紙納付〔車検時〕(臨時検査時等は現金納付) → 自動車検査証の有効期間分を納税 ※運輸支局・軽自動車検査協会が納付確認・税額認定を行う
4 税 率 区 分	自動車の種別・総排気量・最大積載量・乗車定員等による	自動車の種別・車両(総)重量による(※)
乗用車の場合	7,500円 ~ 111,000円 ← 総排気量による <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 自家用・営業用の比較 自家用(2,000cc) : 39,500円 営業用(2,000cc) : 9,500円 </div> } 約1/4	2,800円/0.5t・1年~6,300円/0.5t・1年←車両重量による <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 自家用・営業用の比較 自家用 : 6,300円/0.5t・1年 営業用 : 2,800円/0.5t・1年 </div> } 約1/2
5 税 収 (平成21年度地財 計画・予算ベース)	16,470億円	9,690億円 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 2/3(6,460億円) : 国 ・ 1/3(3,230億円) : 市町村 ※自動車重量譲与税 </div>

※ 自動車重量税の税率は、平成30年4月30日までの暫定税率。本則税率は、乗用車の場合2,500円/0.5t・1年。

※ 「車両重量」とは、運行に必要な装備(燃料・冷却水等)をした状態における自動車の重量として自動車検査証に記載された重量。

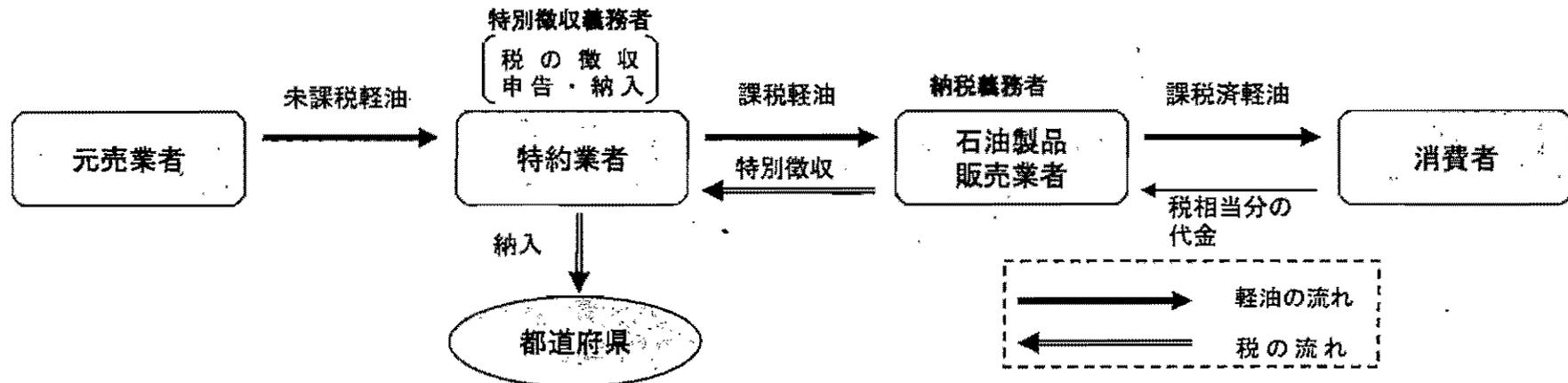
※ 「車両総重量」とは、車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和として自動車検査証に記載される重量。

軽油引取税の概要

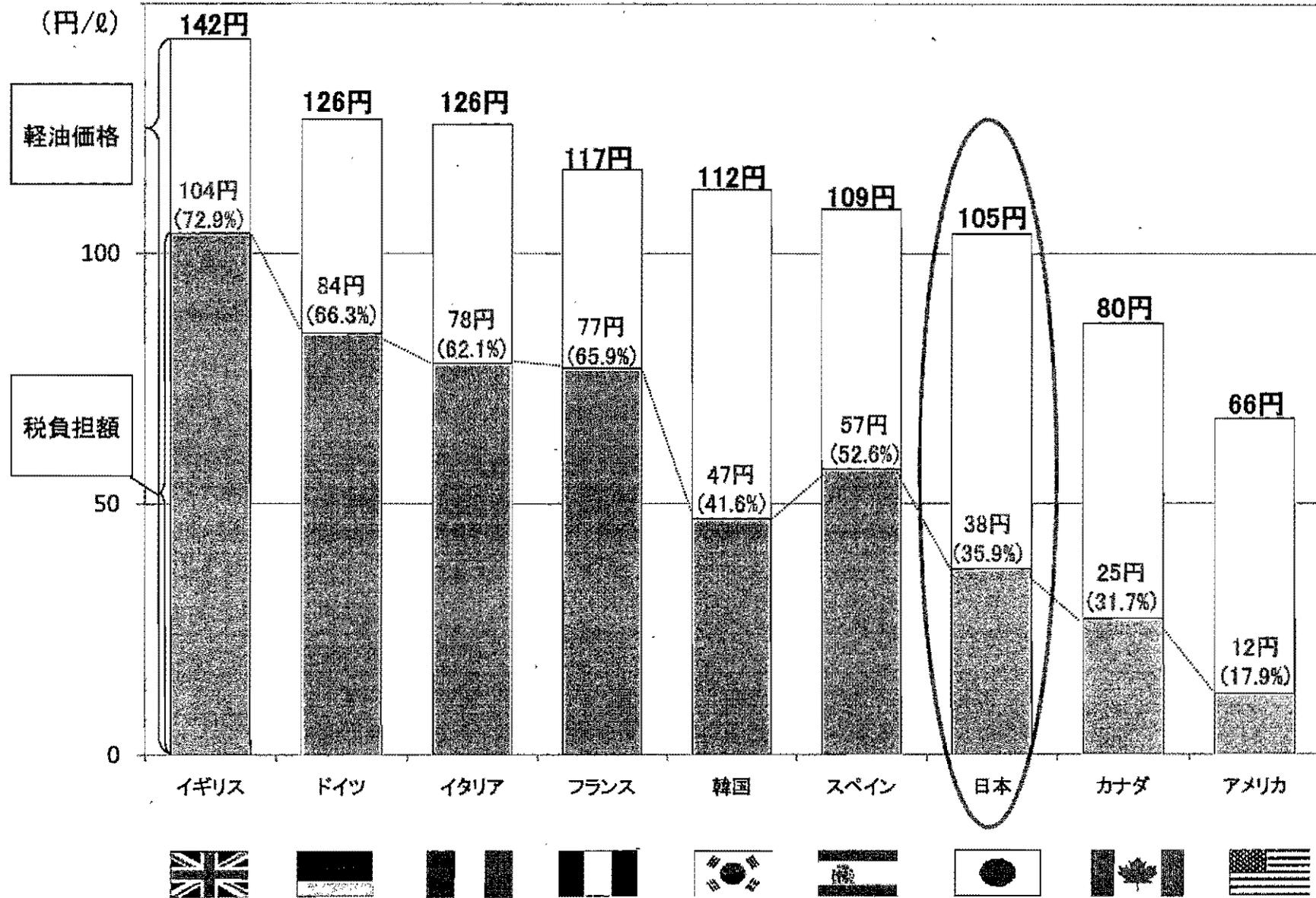
項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
4. 課税標準	軽油の数量
5. 税率	一定の税率 1リットルにつき32.1円（H30.3.31まで。本則は15.0円）
6. 交付金	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税収の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいてあん分し、指定市に交付
7. 税収	9,188億円（平成20年度決算見込額）
8. 沿革	昭和31年 創設（昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ） 昭和51年 特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（昭和54年、平成5年に税率引上げ） 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止

○引取課税（法第144条の2第1項）

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの



日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較(2009年8月)



(注1) 英、独、伊、仏、西、加、米は2009年8月時点IEA調べ。日本は2009年8月31日、石油情報センター調べ。韓国は2009年8月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レートは、1ドル=約95円、1カナダドル=約87円、1ポンド=約157円、1ユーロ=約135円、100ウォン=約8円(2009年8月の為替レートの平均値、Bloomberg)

2 自動車関係税制の見直しに際しての地方への配慮

(2) 「地方環境税(仮称)」の創設

暫定税率を廃止する場合には、地方ではこれに替わる新たな財源が必要であり、また、地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO₂の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。

このため、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては、地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とするうえでは、負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税(仮称)」を創設すべきである。この場合、「地方環境税(仮称)」は都道府県税とし、市町村に対しては税交付金を交付することが考えられる。

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

項目	内 容		
1. 課税主体	都道府県 ※温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的		
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの ※「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課していた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討		
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者		
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）		
5. 税率	揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 揮発油 1 : 軽油 1.13 税込規模を約 8,100 億円とした場合 ⇒ 揮発油 9.3 円/ℓ、軽油 10.5 円/ℓ		
		揮発油税+地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)
	現行税率	53.8円/ℓ	32.1円/ℓ
	うち 本則税率	28.7円/ℓ	15.0円/ℓ
	うち 暫定税率	25.1円/ℓ	17.1円/ℓ
	本則税率+地方環境税	38.0円/ℓ	25.5円/ℓ
6. その他	(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 ・現在の軽油等の免税制度の取扱い ・施行期日 等		